

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則 平成16年4月7日 16 経教 細則第8号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 環境安全を担当する副学長</p> <p>二 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>四 放射線安全小委員会委員長</p> <p>五 特定生物安全管理小委員会委員長</p> <p>六 環境管理施設管理主任</p> <p>七 産業医</p> <p>八 キャンパス整備チームリーダー</p> <p>九 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の副学長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>第5条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 環境安全を担当する副学長</p> <p>二 総務を担当する副学長</p> <p>三 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>五 放射線安全小委員会委員長</p> <p>六 特定生物安全管理小委員会委員長</p> <p>七 環境管理施設管理主任</p> <p>八 産業医</p> <p>九 キャンパス整備チームリーダー</p> <p>十 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第4号及び第10号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号又は第2号の副学長のうち学長が指名する者をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>第5条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	

附 則 (21 細則第2号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。